

1. 大阪府は大阪府のまま・投票権は大阪市民のみ

5月17日に予定されているのは、「大都市地域における特別区の設置に関する法律（大都市法）」という国の法律に基づく住民投票。この法律は、市町村合併の反対の手続を定めている。

複数の小さな基礎自治体を一つにまとめる＝合併特例法

大きな一つの基礎自治体をバラバラにする＝大都市法

※ただし、小さな市町村に分けるのではなく、「特別区」に分ける。

※特別区＝市に準じる基礎自治体（今の大阪市の区＝行政区）。

今般の住民投票では、大阪市を廃して複数の特別区に分割するか否かが問われる。ただし、ただ大阪市を無くしてバラバラにするというのでは、中身が分からない。そこで、どのように大阪市をバラバラにするのかを記したのが「特別区設置協定書」。正確に言えば、住民投票で問われるのは、この「協定書」に賛成か反対か。なので、投票権は大阪市民だけ。投票結果がどうなろうと、大阪府はお大阪府のまま。当然のことながら、「特別区設置協定書」には、「大阪都」や「都構想」や「大阪都庁」いった単語は一度も登場しない。

※地方自治法第3条2＝「都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める」。

2. 二重行政の解消という誤解

大阪市＝指定都市（政令指定都市）

指定都市＝都道府県とほぼ同格の権限を持つ（警察等は例外）。全国に20。

二重行政＝大阪府と大阪市が同格の権限を持つので、二つが同じ事をする。

大阪市廃止・分割構想＝二つあるのは無駄、一つを潰せという短絡的な発想。

- ・二重行政には、府と市が助け合うという側面もある（体育館、図書館）。
- ・「府と市」が「府と特別区」でも名前が変わっただけで中身は同じ（東京には板橋区立美術館、台東区立台東病院などが存在）。
- ・大阪市を廃止しなければ解消できない二重行政の無駄は精神福祉保健センターくらいで、節約効果は年1億円のみ（府議会で花谷府議が確認）。
- ・特別区は、これまでの大阪市と同等の業務を担いきれない。

※一部事務組合の設置＝府、特別区、一部事務組合の三重行政。

※府に移管する業務には権限の問題（269のうち35しかない）。

- ・道路や水道管は今さらバラバラにできない。

大阪市＝市域の国道（指定区間以外）、府道、市道を一括管理で効率的。

- ・東京が豊かなのは、行政制度（都と特別区）が優れているからではなく、首都圏一極集中の結果。

※イギリス、フランス、韓国、オーストリア、ポルトガル等々も同じ問題を抱えている。

※東京が大阪の経済力を抜いたのは昭和一ケタの時代であり、都区制度が出来るまえのこと。

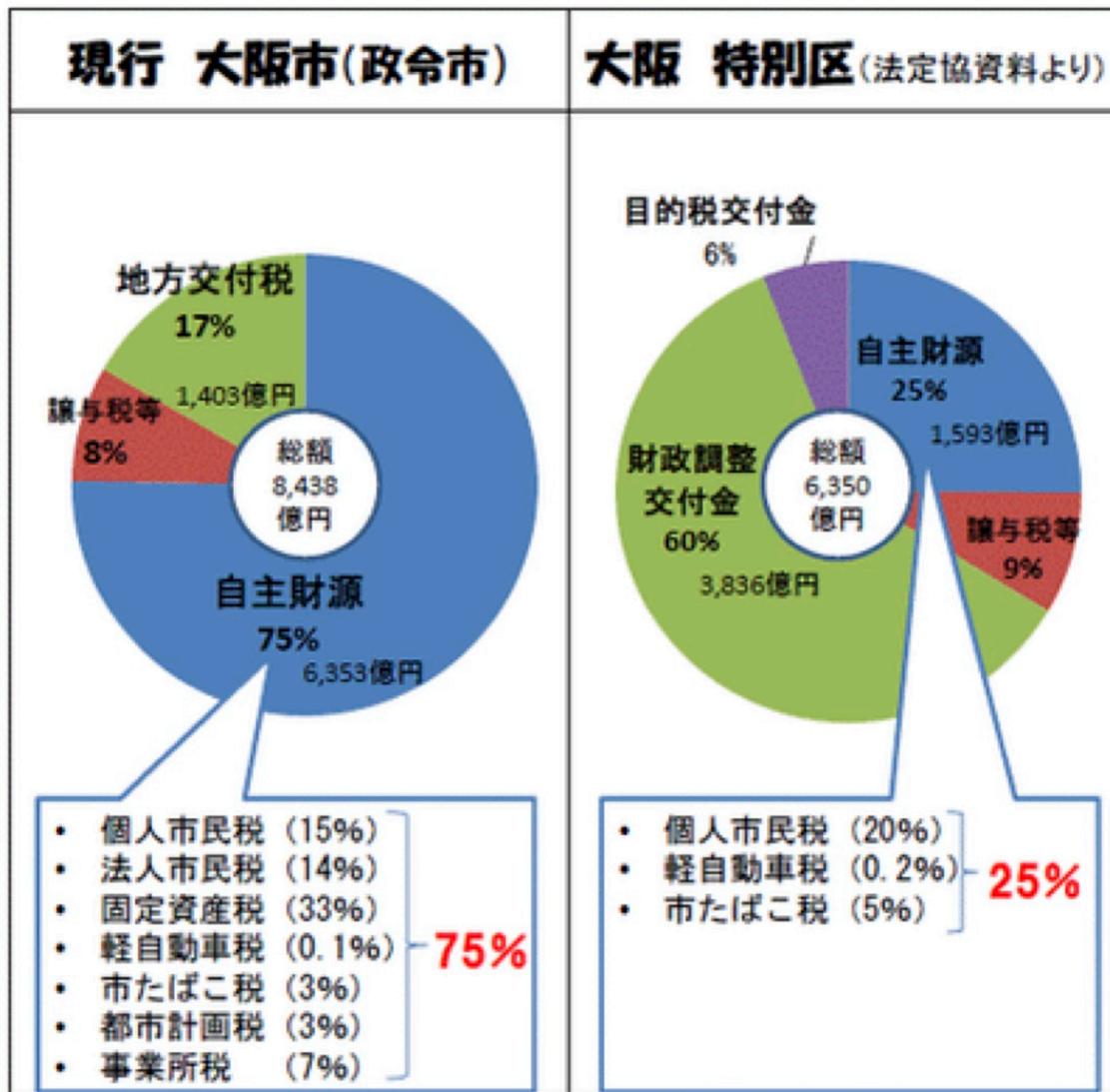
- ・東京の二重行政解消（東京市の廃止・分割）は、戦時下、上意下達の高効率化のため。「戦争完遂」と「大東亜共栄圏建設」に向けて「帝都に於ける従来の府市並存の弊を是正解消し帝都行政の一元化にして強力なる遂行を期す」ため（東京都制実施に関する記録）で住民サービス向上や企業誘致や経済成長や福祉拡充とは無関係（S18/1943）。
- ・東京の場合、都心三区（千代田区、港区、中央区）に大企業本社が集中しており、その税収を「都」が吸い上げ、全体に配分するシステム。都心三区が権限の強い自治体になってしまえば、極端な富の偏りが生じてしまうという首都ならではの特殊事情がある。

3. 大阪市の財源の流失

大阪市は、政令指定都市としての権限と財源を失う。特別区に直接入る税金は、個人住民税、たばこ税、軽自動車税くらい。普通税三税（法人市民税、固定資産税、特別土地保有税）、事業所税、法人市民税等は一旦府に納められる。特に、都市計画税、事業所税は大阪府の一般会計に直入。しかも、一旦府が集めた税金の内2000億円以上が府に天引きされる（一般会計：約8438億円→約6350億円）。

大阪市の自主財源：固定資産税、個人市民税、法人市民税、事業所税、都市計画税、特別土地保有税、たばこ税、軽自動車税。
→約6353億円（H23決算、自主財源率＝約75%）

特別区の自主財源：個人市民税、たばこ税、軽自動車税。
→約1593億円（H23決算、自主財源率＝約25%）



特別区の財源の6割は、大阪府から配分される「財政調整交付金」、つまり大阪府の財源からの支出に依存している（＝従属的立場）。大阪府に財源の用途を決めるのは府議会と府知事。協定書には財政調整の配分比率の保証がない。

特別区の人口は府の約3割に過ぎず、府議会での発言力は弱い。東京は23区の人口が約7割なので事情が全く違う。

特別区側は約2000億円以上を府に吸い上げられた上、残りの約6350億円のうち約1000億円程度を「一部事務組合」に回される計算になる。となると、自分たちで用途を決める事が出来る財源はさらに縮小（東京23区は協議会も含めて一部事務組合の類は5種だけ）。

4. 地方交付税交付金

特別区は地方交付税法の「地方団体」、すなわち財源保障団体ではない。交付金は、特別区を一つの市とみなした合算規定で「府」に配分される。そうになると、一般の「地方団体」に個別に算定される場合に比べて500億円以上の減少となる。要するに、府全体に入る金額が不十分。となると財政調整交付金が不足する危険性。豊かな都心三区を持つ東京都は不交付団体なので問題なし。

5. 借金問題（公債費）

現在の大阪府は、自治体の収入に対する借金返済の割合を示す実質公債費比率が18.1%（2012年度決算）と非常に高く、起債許可団体に転落している。このまま大阪府と大阪市の借金すべてを新しい大阪府が引き継げば、その借金は総額約8兆2000億円（一般会計分）となり実質公債費比率は31.1%に跳ね上がる。そこで、大阪市から引き継ぐ「公債費に係る広域と特別区の負担割合を広域3、特別区7」とすれば府の破綻は免れるという方向で進められている。その償還のための財源は、今の大阪市の持っている基金等と「財政調整財源」（特別区の普通3税と地方交付税交付金など）を充てることになっている。しかし、そうになると、今度は特別区が実質的に借金苦となり、区の自立的な行政運営が不可能になる。要するに、「大阪市の債務の3割は大阪府が引き受けるが、その代わりに財産と税金等も一緒によこせ」ということ。

これは、現在という一時点に限れば、プラスマイナスなしで計算されているようにも見える。しかし、市債の償還が進んでも完済しても、特別区から府へ吸い上げられている財源が特別区へ戻されるという保証はない。当然、それらが大阪府の起債償還その他の歳出へ振り向けられることもありえる。同じことは、たとえば大学の統合で支出を減らしたら、その分を特別区に戻してくれるかという問題にも共通。いずれにせよ、現時点では何の保証もない。

6. 現実の財政予測

松井知事は、2011年12月27日の府市統合本部の初会合で「府市二重行政の解消で浮いた4000億円の財源を投資に回し、景気を浮揚させ、税収を上げて、4年以内に地方交付税不交付団体をめざす」と明言していた。しかし、府市大都市局の公式資料によると、実際には最初の5年間で1071億円の収支不足が生じることが明らかになった。

さらに、浅野秀弥氏の試算では、初期費用は600億円どころか最低1000億円。この初期費用の大半は特別区が負担させられる。

7. 住民サービスの低下は必至

かつて、北区と大淀区（⇒北区）、東区と南区（⇒中央区）という、行政区の合区二件だけでも発案以来17年かかった。ましてや、大阪市を潰して全て特別区に再編するのなら、その業務に市職員は忙殺される。

さらに、新たに作られる特別区のうち、少なくとも「東区」、「中央区」、「南区」では、新庁舎が経つまで約5年かかる。それまでは、当該特別区内に全職員を配置することさえできない。

加えて、当初5年間は1073億円の収支不足。



予測可能な期間では、実務的にも財源的にも、住民サービスの低下は避けられない。17年も先の皮算用をしても無意味。

8. 貧弱な区議会と区の権限

各区議会の定数を極端に抑え込んでおり例えば新設しようとしている人口約34万人の「湾岸区」では12人。同じ人口規模の東京都北区（44人、次回から40人）の3分の1未満でしかない。区長の権限も弱く、カジノの誘致を認めるか否かさえ、特別区の反対は通らない。

東京23区の特別区協議会は、2007年12月、『「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合の構想」』を発表し、都区制度の廃止を提言している。

9. 市民や企業の負担が発生

住所表記変更に伴う経費などは、市民や企業が自己負担。その金額は計算さえされていない。地名が変わればカーナビにも影響。

例) 大阪府中央区船場中央⇒大阪府中央区中央船場中央

10. 公約違反

大阪維新の会は、大阪W選挙時、公職選挙法に基づく政治活動ビラの中で、「大阪市をバラバラにはしません」、「大阪市は潰しません」、「24区、24色の鮮やかな大阪市に変えます！」と明記。